

## 第5回 関係省庁定期協議（「制度の運用、実施」抜粋）

※第4回と第5回の要望・質問は同じ。第4回（前回）はNPO等から提出した要望・質問の説明であったため、第4回と同じ要望や質問に対し第5回で回答を得たもの

### 開催概要

日時 2014年10月28日（火）14:00 - 15:30（90分）

会場 復興庁 1階 大会議室

議事 1. この会議の進め方の説明  
2. 出席者の自己紹介  
3. 要望への回答と質問

参加者数 37名

### 要望・質問に対する回答

本協議で扱った要望・質問と、各省庁からのそれらへの回答の一覧です。

- 予算要望
- 制度の運用、実施
- 今後の震災対応に関する要望事項

#### 1. 予算要望

（詳細略）

#### 2. 制度の運用、実施

#### 要望 事項名 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業

提出者 東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）世話団体会

内容 現在、福島県各市町村が進めている避難者の生活再建のための説明会・意見交換会に、住民組織・NPO・自治会・商工会・社協等、民間側の組織の参加を促進し、かつ国・

県側の現場担当者の出席機会を増やしていただきたい。

【理由】

市町村単位だけの対話では、県及び国への不満を募らせることに留まりがちである。また、市町村の理解を得られなければ、民間の取り組みが進まない現状もある。国・県・市町村・民間の責任者が、住民の対話の現場に加わることで、再生を一層加速することができると思う。

種類 制度の運用

担当省庁 復興庁

関連法令等 福島復興再生基本方針

回答 回答者 復興庁

内容 具体的に、復興庁が参加すべき、またはNPOが参加したいと考える説明会があれば、個々に復興庁や市町村等にご相談いただきたい。

**要望 事項名 仮設住宅の空き室でグループホーム事業ができるようにしてほしい**

---

提出者 いわて障がい福祉復興支援センター

内容 応急仮設住宅の入居要件を緩和し、障がい福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）や生活介護等の福祉事業も活用を認めていただきたい。

【理由】

障がい福祉サービス事業は、経営規模が小さく、経営が安定せず、職員の定着・確保等が困難な脆弱な業界であり、ハード整備を行うことが困難である。岩手県内521事業所の半数以上が職員10人未満の事業所である。

復興のまちづくりが進まず、人口流失、活用できる賃貸物件の不足から、福祉事業者がサービス基盤を形成するにはリスクが高い。しかし、復興期の現在も福祉サービスの必要性がある。リスクを最小限におさえつつ、福祉のニーズに対応するため、仮設住宅の入居要件を緩和し、空き室を活用したグループホーム事業ができるようにしてほしい。

種類 制度の運用

担当省庁 内閣府

関連法令等 災害救助法

回答 回答者 内閣府

内容 災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅は、災害により住家を失った被災者に対し、一時的、応急的な仮の住まいを供与するために設置されたものであり、その目的

のために都道府県が取得した行政財産である。このため、そもそも応急仮設住宅は他制度に基づく事業を行うことを目的としていないが、地方自治法第 238 条の 4・第 7 項及び設置主体である都道府県の条例・規則等に基づく行政財産の目的外使用許可を受けることにより、被災者以外の者が使用することも可能である。この使用許可を受けることが可能であるかについて、まずは都道府県にご相談いただきたい。

なお、応急仮設住宅は、被災者に供与するために設置されたものであるため、空き住戸がある場合も、都道府県内外の応急仮設住宅からの住み替えが必要となる被災者が迅速に入居できるようにしておく必要があり、目的外使用許可により被災者以外の者が入居できる期間は、入居を希望する被災者が現れるまでの間に限るので、留意する必要がある。

## **要望 事項名 ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業**

### **福島県 社会教育団体自然体験活動支援事業の対象拡大、内容の見直し及び手続きの明確化**

---

提出者 東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）世話団体会

内容 3点の見直しを求める。

- 1) 対象拡大：福島県外に在住する子ども以外に福島県内と同等程度の放射能汚染に見舞われている子どもにも拡大していただきたい。
- 2) 内容の見直し：6泊7日以上プログラムはもう少し短くしていただきたい。
- 3) 手続きの明確化：「社会教育団体」であると認めてもらう手続きを明確にしたい。

#### **【理由】**

- 1) 除染特別地域および汚染状況重点調査地域に該当する地域では、福島県内と同等程度の放射能汚染に見舞われており、これらの地域に居住する子どもたちも補助対象に加え、自然体験や交流を通じた育ちの支援が必要である。
- 2) 6泊7日以上プログラムを実施することについて、引率する行政職員・教師等の負担が過重な上、低学年児童の保護者は長期間子供を送り出すことに抵抗がある。また、スポーツ少年団などは社会人が指導にあっている例が多く、まとまった休暇をとれない。
- 3) 申込みにあたっては、事前に「社会教育団体」であると認めてもらう手続きが必要であるがその基準が明確にされていない。

種類 制度の運用

担当省庁 文部科学省

関連法令等 ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業  
福島県 社会教育団体自然体験活動支援事業

回答 回答者 文部科学省

内容 1) 本事業は、福島県が実施してきた「ふくしまっ子体験活動応援事業」のこれまでの実績を踏まえ、福島県からの具体的要望に基づいて創設したものです。また、子ども被災者支援法に基づく「被災者生活支援基本方針」において「支援対象地域」の範囲が福島県内に限られていること等を踏まえ、福島県全域を対象とすることとしました。

2) 活動の期間については、日常の学校の教育課程では提供が難しい多様な体験活動が実施できるよう、夏休みや冬休みの期間を利用した比較的長期間の活動を推進する観点から、社会教育関係団体については、おおむね1週間以上の宿泊を伴うものについて補助対象とすることとしたものです。

3) 補助対象となる社会教育団体については、子供たちの健全育成を目的として定期的に活動している団体としており、福島県において書類審査やヒアリング等を行い、対象団体と認める手続きを行っています。

### 3. 今後の震災対応に関する要望事項

(詳細略)

### 要望提出者

本協議へご要望・ご質問をお寄せいただいた団体の一覧です。

いわて障がい福祉復興支援センター

NPO 法人 国際教育文化交流協会

東日本大震災支援全国ネットワーク (JCN) 世話団体会

## 出席者一覧

本協議に出席した団体等の一覧です（※発言者のみ）。

内閣府

政策統括官（経済社会システム担当）社会基盤担当

政策統括官（防災担当）災害救助担当

政策統括官（防災担当）被災者行政担当

復興庁

ボランティア・公益的民間連携班

原子力災害復興班

文部科学省

スポーツ・青少年局 青少年課

厚生労働省

職業安定局 地域雇用対策室

雇用均等・児童家庭局

社会・援護局 地域福祉課

老健局

経済産業省

地域資源産業室

環境省

総合環境政策局 環境保健部 放射線健康管理担当参事官室

NPO 等

認定 NPO 法人 国際協力 NGO センター

NPO 法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

認定 NPO 法人 ディーピーアイ日本会議

認定 NPO 法人 日本 NPO センター

東京災害ボランティアネットワーク

「広がれボランティアの輪」連絡会議

一般社団法人 ユニバーサル志縁社会創造センター